

## 船舶事故調査報告書

平成25年2月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年8月28日 04時00分ごろ
発生場所	愛媛県愛南町 <sup>おぢ</sup> 小地島北岸 愛南町所在の伊予鹿島灯台から真方位238° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯32° 55.9′ 東経132° 25.9′）
事故調査の経過	平成24年10月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八 <sup>しんこう</sup> 真好丸、324トン 136520、有限会社戸田水産 58.31m×8.80m×4.10m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成13年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成3年12月4日 免状交付年月日 平成23年4月27日 免状有効期間満了日 平成28年12月3日 甲板員 男性 60歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成4年8月19日 免状交付年月日 平成19年3月13日 平成24年8月18日をもって失効していた。
死傷者等	なし
損傷	船首部船底に凹損及び小破口
事故の経過	本船は、船長及び甲板員ほか4人が乗り組み、空船で船首約1.5m、船尾約4.2mの喫水により、愛媛県宇和島市宇和島港を出港して高知県宿毛市宿毛湾港に向かい、甲板員が、船長から船橋当直を引き継ぎ、平成24年8月28日03時55分ごろ小地島と愛南町鹿島との間に向けて針路を約120°（真方位、以下同じ。）に定め、約7ノットの対地速力で手動操舵により航行した。 本船は、台風通過後の吹き返しの強い北東風と波浪を左舷側から受

	<p>けていたが、甲板員が、レーダー及びGPSプロッターを見て進路が大幅に外れていないものと思い、その後、レーダー及びGPSプロッターにより針路及び船首方向の確認を行わずに航行中、04時00分ごろ、伊予鹿島灯台から238° 1.5M付近において、小地島北岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>自室で寝ていた船長は、衝撃で目が覚め、急いで昇橋して船舶所有者に事故発生を連絡し、本船は、自力で離礁して宇和島港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 北東、風力 6、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2.5～3.0m、潮汐 下げ潮の初期</p> <p>愛南町には、本事故当時、強風・波浪注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>甲板員は、漁船に約45年間乗船し、本事故発生場所付近を何回も航行していた。</p> <p>小地島と鹿島との間は、水深が最大約50mであったが、鹿島側に長瀬と称する浅所が存在し、本船は小地島寄りを航行していた。</p> <p>本事故発生場所付近は、白波が立ち、島影が見えない状況であった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、小地島北西方沖を南東進中、台風通過後、風力6の北東風及び波高約2.5～3.0mの波を左舷側に受けていたが、船橋当直中の甲板員が、小地島と鹿島間を通航する進路から大幅に外れていないものと思い込み、レーダー及びGPSプロッターにより針路及び船首方向の確認を行わなかったことから、右方に圧流されて小地島北岸に接近することとなり、同島北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、小地島北西方沖を南東進中、台風通過後、風力6の北東風及び波高約2.5～3.0mの波を左舷側に受けていたが、甲板員が、レーダー及びGPSプロッターにより針路及び船首方向の確認を行わなかったため、右方に圧流されて小地島北岸に接近することとなり、同島北岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風浪が強い場合には、圧流される虞があるので、レーダー及びGPSプロッターにより針路及び船首方向の確認を行うこと。</li> </ul>